

# 東京都北区都市建築物緑化促進事業助成金交付要綱

平成5年3月15日 区長決裁

## (目 的)

第1 この要綱は、区内において建築物の屋上・ベランダ及び壁面を緑化する事業に対して助成を行うことにより、都市緑化を促進し、都市の快適環境を創出することを目的とする。

## (定 義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 屋上緑化

建築物の屋上の全部又は一部に緑化区画を造成して、樹木等を植栽することをいう。

(2) ベランダ緑化

建築物のベランダの全部又は一部に緑化区画を造成して、樹木等を植栽することをいう。

(3) 壁面緑化

建築物の壁面にフェンス等を設置して、蔦等の登はん性樹木を這わせて緑化することをいう。

## (助成対象者)

第3 この要綱に基づく助成を受けることのできる者は、原則として北区内に屋上緑化等を造成する建築物の所有者とする。

ただし、次の各号に該当するものは助成の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体又は公社・独立行政法人等の公共的団体
- (2) この要綱以外で同種の助成金を受ける者
- (3) 建築物の販売による利益を目的とした造成を行う者
- (4) 法令、条例、要綱等により、設置を義務づけられている者
- (5) 過去に本要綱の助成を受けた者。ただし、施工場所が異なるものは除く。
- (6) 前年度分特別区民税又は市町村民税（法人の場合は前期の法人住民税）を滞納している者

## (助成の要件)

第4 この要綱における助成対象は、事業の内容が諸法令に反していない事業で、次の各号の要件に該当する緑化事業とする。

- (1) 屋上緑化については、緑化区画面積が3㎡以上であること。

- (2) ベランダ緑化については、緑化区画面積が1㎡以上であること。
- (3) 壁面緑化については、緑化部分が快適環境を創出する効果をもたらすもの。

(助成対象となる経費)

第5 助成対象となる経費は、次の各号に定める内容とする。

- (1) 屋上緑化及びベランダ緑化  
緑化区画造成、防水、灌水施設の工事に要した経費及び土壌・樹木等の購入に要した経費並びに植栽経費
- (2) 壁面緑化  
樹木購入、植栽及び土壌改良に要した経費並びにフェンス等の設置経費

(助成の内容)

第6 予算の範囲内において、次の各号に定める助成を行う。

- (1) 屋上緑化及びベランダ緑化  
緑化区画1㎡（1㎡未満の端数がある場合は当該端数0.5㎡以上を1㎡とする）あたり20,000円とする。  
ただし、助成対象となる総経費の2分の1を限度とし、かつ屋上緑化助成金額は1,000,000円、ベランダ緑化助成金額は200,000円を上限とする。
  - (2) 壁面緑化  
フェンス等の面積を緑化面積とし、1㎡（1㎡未満の端数がある場合は当該端数0.5㎡以上を1㎡とする）あたり5,000円とする。  
ただし、実際に要した助成対象となる経費が1㎡あたり5,000円に満たない場合には当該実費額を助成する。また、助成金額は200,000円を上限とする。
- 2 1により算出した助成額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(助成の申請)

第7 助成を受けようとする者（以下「申請者」という）は、屋上緑化等の造成に着手する前に、都市建築物緑化促進事業助成金交付申請書（別記第1号様式）により区長に申請しなければならない。

(助成金交付の決定)

第8 区長は第7の申請があった場合は現地調査及び書類審査を行い、助成が適当であると認めるときは助成を決定し、都市建築物緑化促進事業助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更及び取り下げ)

第9 申請者は助成金の交付決定通知を受けたあと、屋上緑化等の計画を変更及び取り下げをするときは、都市建築物緑化促進事業（変更・取り下げ）申請書（別記第6

号様式)を提出しなければならない。

- 2 区長は前項の計画変更及び取り下げの申請があったときはこれを審査し、内容が  
適当と認められるときは、都市建築物緑化促進事業(変更・取り下げ)承認通知書(別  
記第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業実績報告)

- 第10 申請者は、助成金交付決定通知を受けた事業が完了したときは、都市建築物緑化  
促進事業実績報告書(別記第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金交付額の確定)

- 第11 区長は第10の都市建築物緑化促進事業実績報告書が提出された場合は、書類審査及  
び現地調査を行い、助成金の交付額を確定し、都市建築物緑化促進事業助成金交付額  
確定通知書(別記第4号様式)により申請者あて通知するものとする。

(助成金の請求)

- 第12 都市建築物緑化促進事業助成金交付額確定通知を受けた者は、都市建築物緑化促  
進事業助成金請求書(別記第5号様式)を区長に提出し、助成金の交付を受けるも  
のとする。

(助成を受けた者の責務)

- 第13 助成金の交付を受けた者は、その緑化区域の保護と育成に努め、適正な管理を行  
わなければならない。

(助成金の返還)

- 第14 区長は助成金の交付を受けた者が、偽り、その他不正な手段により助成金の交付  
を受けたことが明らかになったときは、すでに交付した助成金の全部または一部を  
返還させることができる。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則(平成18年3月8日区長決裁17北環環第478号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月29日助役専決18北環環第488号）  
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月28日副区長専決3北環環第2813号）  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年1月25日副区長専決3北環環第2929号）  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和6年1月22日副区長専決5北環環第3113号）  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。